

特別支援学級教育課程ハンドブック



奈良県立教育研究所

目次

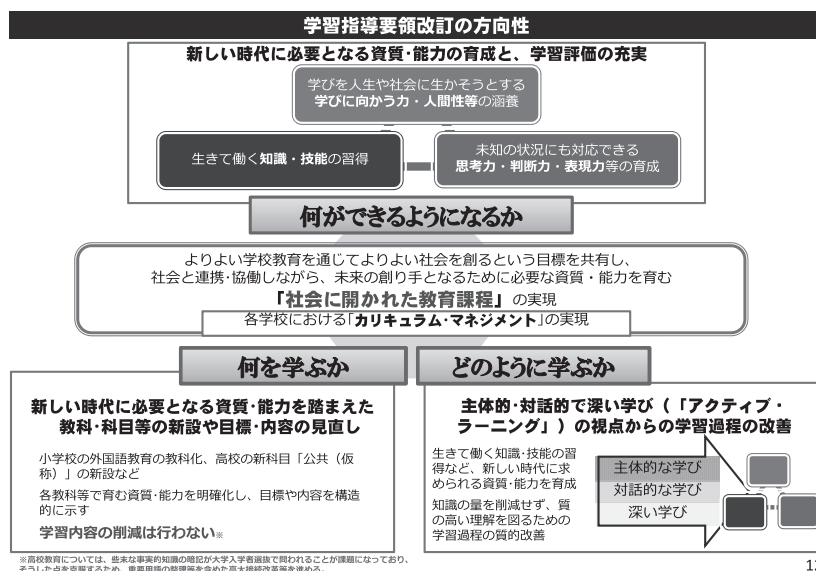
1	これからの教育課程の理念	P	1
2	特別支援学級の教育課程の編成	P	2
	(1) 障害のある児童生徒等への指導	P	2
	(2) 特別支援学級における特別の教育課程	P	3
	ア 自立活動	P	4
	イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う			
	特別支援学校の各教科	P	6
	(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画	P	8
	ア 個別の教育支援計画	P	8
	イ 個別の指導計画	P	9
	ウ 実態把握	P	10
	(4) 教科書の取扱い	P	11
	(5) 交流及び共同学習	P	13
3	教育課程の編成や改善に取り組む手順	P	14
4	特別支援学級における特別の教育課程の工夫	P	14
実践編				
	知的特別支援学校における国語と算数の指導	P	17
	知的障害特別支援学級			
	「通常の学級の間を活用したSST (ソーシャルスキルトレーニング)」	P	17
	知的障害特別支援学級 「忍者になるんじゃ!？」	P	18
	知的障害特別支援学級 「電車に乗って出かけよう」	P	18
	知的障害特別支援学級 「朝の会」	P	19
	知的障害特別支援学級 「調理実習をしよう」	P	19
	知的障害特別支援学級 「仕事をしよう」	P	20
	知的障害特別支援学級 「職場体験」	P	20
	肢体不自由特別支援学級 「シッティングバレーボール」	P	21
	病弱・身体虚弱特別支援学級 「遠隔授業で工場見学」	P	22
	弱視特別支援学級 「どちらが長い？」	P	23
	難聴特別支援学級 「なんて言っているのかな？」	P	24
	自閉症・情緒障害特別支援学級 「集団で活動しよう」	P	25
	自閉症・情緒障害特別支援学級 「一緒にできるかな」	P	26
	自閉症・情緒障害特別支援学級 「自分のことを理解しよう」	P	26
	引用・参考文献	P	27

1 これからの教育課程の理念

これからの学校には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。このために必要な教育の在り方を具体化したものが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程です。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要になります。

そしてこのことは、特別支援学級の教育課程においても、重要なこととなります。



「新しい学習指導要領の考え方-中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ-（平成 29 年）」文部科学省

学習指導要領の改定のポイントは以下ようになります。

- 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」
 - ・「何ができるようになるか」を明確化。①知識・技能②思考力、判断力、表現力③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で全ての教科等を再整理。
 - ・我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善。教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化。これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業の工夫・改善。
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
 - ・学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習を充実。
 - ・学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。
- 教育内容の主な改善
 - ・言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など

「小学校・中学校学習指導要領の改訂のポイント」文部科学省 参照

2 特別支援学級の教育課程の編成

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領において、以下の通り、特別支援教育に関する記述が充実されました。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に
行う
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の
教育支援計画、個別の指導計画を全員作成
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習

「平成 29 年度小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料」参照

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等に沿いながら、その内容等について触れていきます。

(1) 障害のある児童生徒等への指導

小学校（中学校）学習指導要領第 1 章総則（第 4 の 2 の（1）のア）

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、
個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的
に行うものとする。

“障害のある児童生徒” などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童生徒で発達障害の可能性のある者も含まれています。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となります。その際に、小学校・中学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

管理職のリーダーシップが大切です。

校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。その際、各学校において、児童生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照



(2) 特別支援学級における特別の教育課程

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の(1)のイ）

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
 - (イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小学校・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

しかし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条に基づき、特別の教育課程によることができます。

そして、なぜその教育課程を編成したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

それでは（ア）の自立活動と、（イ）の知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科とはどのようなもののでしょうか。次に述べていきます。

学校教育法施行規則

第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

小学校・中学校学習指導要領解説の各教科等編に、障害のある児童生徒への配慮についての事項が示されました。

小学校学習指導要領解説の国語編には「声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。」等、明記されています。

また中学校学習指導要領解説の保健体育編には「勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。」等、明記されています。

全ての教師が障害に関する知識や配慮等について正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが大切です。



ア 自立活動

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えず、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

小学校・中学校の特別支援学級においては、特別の教育課程を編成する場合、各教科等に加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものです。自立活動の内容は、六つの区分の下に、それぞれ3～5の項目を示しています。

この6区分27項目は、全てをそのまま指導するのではなく、個別に設定する自立活動の指導目標に応じて、この中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定する必要があります。

1 健康の保持 (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5)健康状態の維持・改善に関する事。	2 心理的な安定 (1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	3 人間関係の形成 (1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握 (1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	5 身体の動き (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	6 コミュニケーション (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」参照

図1 自立活動の内容の6区分27項目

一人一人の自立活動の具体的な指導内容を設定する際の配慮事項は以下のようなものが示されています。

- 児童生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- 児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- 個々の児童生徒が、発達が遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
- 個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
- 個々の児童生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
- 個々の児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編を参考にしてください。

第6章自立活動の内容には、具体的な指導内容をイメージすることができるように、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、構音障害、ADHD、LD、自閉症などの障害の状態を踏まえて例を示してあります。他の障害であっても、学習上又は生活上の困難が共通する場合には、指導内容例を参考にすることができます。



1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自閉症のある児童生徒で、感覚の過敏さやこだわりがある場合、大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると、情緒が不安定になることがある。こうした場合、自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにすることが大切である。

2 心理的な安定

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

LDのある児童生徒の場合、漢字の読みが覚えられない、すぐに思い出せないなどにより、長文の読解が著しく困難になること、また、読書を嫌うために理解できる語彙が増えていかない等のことから、学習に対する意欲を失い、生活全体に対しても消極的になることがある。

このようなとき、振り仮名や拡大など、自分が読み易くなることを知ることや、PCによる読み上げなどの代替手段の使用によって読み取りやすくなることを知ることについて学習することが大切である。

書くことの困難さに対しては、口述筆記のアプリやキーボード入力などが使用できることを知り、自分に合った方法を習熟するまで練習することなども大切である。これらの使用により、自分の力で学習し、意欲的に活動することができるようにすることが大切である。また、代替手段等を利用することが周囲に認められるように、周囲の人に依頼することができるようになる指導も必要である。

3 人間関係の形成

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

ADHDのある児童生徒の場合、衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりすることがある。そこで、自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

図2 自立活動の内容例

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障害特別支援学校と表記）の小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されています。小学部の生活科は、児童が生活に必要な基本的な知識や技能及び態度を、生活経験を積み重ねて着実に身に付けていくことを目標としています。基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。また小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それぞれの教科の内容を生活科に包含しています。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語を加えることができます。外国語は、生徒や学校の実態を考慮し、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科です。

知的障害特別支援学校の各教科は学年ではなく、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に内容が示されています。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して各教科の内容を精選し、効果的な指導ができるようにされています。

各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」と定められています。

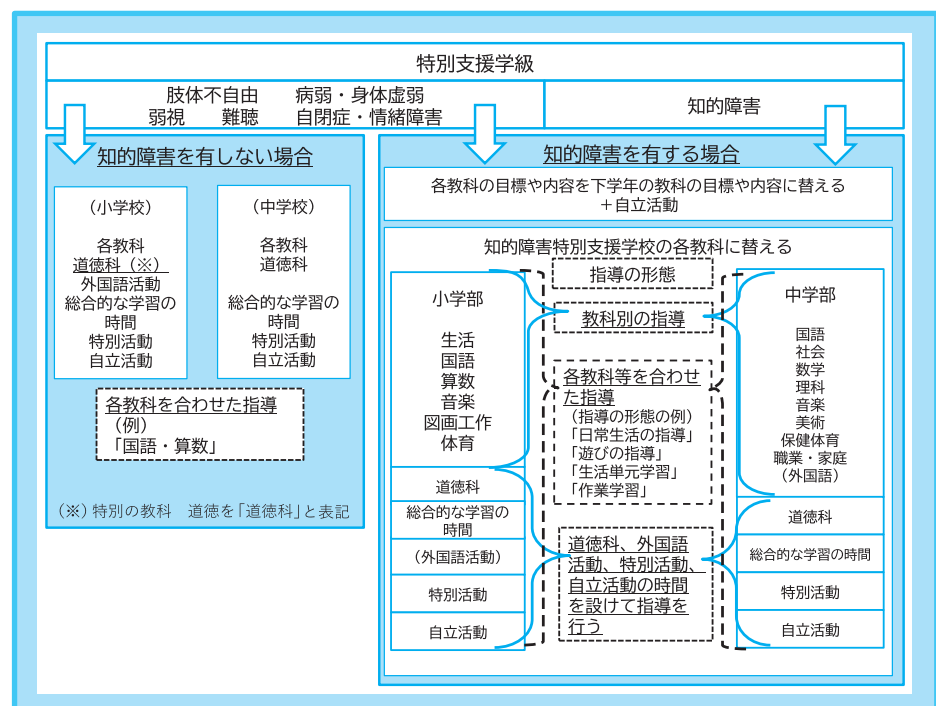


図3 特別支援学級における特別な教育課程の編成

特別支援学級に在籍している児童生徒で、知的障害を有する場合、各教科等を合わせて指導を行うことができます。

指導の形態について

知的障害特別支援学校では、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などの各教科等を合わせた指導が実践されています。

日常生活の指導	遊びの指導
<p>日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。</p>	<p>遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。</p>
生活単元学習	作業学習
<p>児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することにより、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。この指導では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。</p>	<p>作業学習を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部の職業・家庭科が中心となるほか、高等部の職業科、家庭科及び情報科や、主として専門学科において開設された各教科を中心とした学習へとつながります。作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様です。</p>

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」参照

図4 知的障害者特別支援学校の各教科等を合わせた指導の例

指導内容の設定と授業時数の配当

各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した授業時数を配当するようにすることが大切です。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を、教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

特別支援学校学習指導要領解説総則編、各教科等編を参考にしてください。

全教科に共通する内容の取扱いは、小学部は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の第2（中学部は第2章第2節第2款の第2）「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」に示されています。また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款第1及び第2章第2節第2款第1に示した各教科においても、指導計画の作成と内容の取扱いについて、新たに示され、各教科における指導計画の作成に当たって配慮する事項と内容の取扱い上配慮する事項が示されました。

各教科の配慮事項に留意しながら、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が育まれるように指導計画を作成していくことが必要です。

